

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 ( 18201 )
地域名 (地域内農業集落名)	徳光
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人を中心に担う。                  【主要作物】水稲、大麦、飼料用米、そば                  【その他】農地は概ね集積されている。将来にわたって営農継続を図るために、今後も後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。                  【将来の主要作物】水稲(酒米)の栽培を行っていく。                  【その他】農業用ドローンを導入している。既存組織の若返りを図り、耕作放棄地の減少に取り組む。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化されている。今後は、基盤整備を行い農地の条件を整えるなどして、できる範囲で集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:令和10年度)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	-	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	-	<input type="radio"/> ④輸出	-	<input type="radio"/> ⑤果樹等
-	<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	-	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	-	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携	<input type="radio"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】							
①防護柵等の対策を実施している。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦家庭菜園を行っていく。多面的機能支払交付金を活用して、用水路の高寿命化や、シバザクラ等の植栽を行う。⑩野菜農家・既存組合の米、他市町農業者と加工業者が連携してパエリア等の加工品を学校給食・老人ホームに販売し、6次産業化を推進している。							

4 変更申請経歴

・農地の追加による計画区域の農用地面積の増加 1筆 (令和7年7月)
------------------------------------